

危機管理本部管理公舎の設置及び管理に関する要綱

(趣旨)

第1条 川崎市危機管理本部管理公舎（以下「管理公舎」という。）の取り扱いに関しては、川崎市公舎管理規則（昭和41年川崎市規則第9号。以下「公舎管理規則」という。）を準用するほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 管理公舎とは、「川崎市危機管理対処方針第1章総則、2定義（1）危機」に定める事態（以下「危機事象」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、危機管理を掌理する責務を有する危機管理監が迅速な初動対応を実施することを目的として待機するために、市が借り受けた居住用家屋及びこれに付帯する工作物その他の施設をいう。

(管理公舎の位置及び付帯設備等)

第3条 管理公舎は、災害対策本部等を設置する市庁舎までの参集に要する時間が、徒歩及び自転車により概ね30分の範囲内に確保する。

- 2 管理公舎は、耐震性を考慮する。
- 3 管理公舎に必要な通信機器等を設置する。
- 4 管理公舎に必要な什器等を備える。

(管理責任者)

第4条 管理公舎の維持及び管理に関する事務は、総務企画局長が行う。

(管理公舎への入居)

第5条 危機管理監は、第2条に定める責務を的確に果たすため、市長が指定する管理公舎に入居しなければならない。但し、危機管理監の居住する住宅が第3条第1項で定める範囲内及び第2項に定める条件を満たす場合において、市長が認める場合は、この限りではない。

(待機)

第6条 危機管理監は、夜間、休日等職員の勤務時間外において、管理公舎に待機するものとする。また、公用携帯電話を常に所持し、外出する際も危機管理本部からの連絡体制の確保に努めなければならない。但し、市域外への宿泊及び移動等により早期参集が困難な場合は、この限りではない。その際は危機管理宿日直勤務に関する実施要領において定める危機管理リーダーがその職務を代理するものとする。

- 2 前条において市長が認めた場合は、自宅において待機するものとし、併せて前項に規定する危機管理リーダーで行う宿日直勤務に従事するものとする。

(使用料)

第7条 総務企画局長は、公舎管理規則第6条第1項第1号の規定に基づき、使用料について財政局長に協議するものとする。

- 2 管理公舎に入居する危機管理監は、前項により定められた使用料を支払うものとする。

(通信機器等の保守管理)

第8条 第3条第3項に定める通信機器等の保守管理は、危機管理本部が行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるほか、必要な事項は、総務企画局長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から適用する。